

泉佐情審第13号  
平成26年3月31日

泉佐野市長  
千代松 大耕 様

泉佐野市情報公開審査会  
会長 杉島 幸生

泉佐野市情報公開条例第15条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成25年11月7日付け泉佐市市第1878号で諮問のあった異議申立て事案について、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 審査会の結論

泉佐野市長が平成25年5月9日付け泉佐市市第358号により行った情報不存在の決定は、妥当である。

### 2 異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成25年4月25日、泉佐野市情報公開条例（平成11年泉佐野市条例第27号）第9条第1項の規定により、泉佐野市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成25年4月24日（水）に拙宅に配達された「広報いずみさの」38部について、先月と配送方法が異なった経緯の分かるもの一式。また、配達業者が拙宅のポストを勝手に解錠したことに關して、市役所から業者に対して指導した内容が分かるもの一式。」の情報公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、異議申立人に対し、本件請求のうち「平成25年4月24日（水）に拙宅に配達された「広報いずみさの」38部について、先月と配送方法が異なった経緯の分かるもの一式。」（以下「本件請求文書1」という。）については、「作成していないため」との理由により、また、「配達業者が拙宅のポストを勝手に解錠したことに關して、市役所から業者に対して指導した内容の分かるもの一式。」（以下「本件請求文書2」という。）については、「口頭によるものであるため」との理由により、平成25年5月9日付け泉佐市市第358号により情報不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

- (3) 異議申立人は、本件処分に不服があるとして、平成25年8月1日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行い、実施機関は、同日これを受理した。

### 3 異議申立人の主張の要旨

#### (1) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね以下のとおりである。

ア 本件請求文書1の存在しない理由は、作成していないため存在しないということであるが、今回の事件は法的に問題がないのか、また、市の法的責任は存在しないのかを法規担当部署に問い合わせ、確認するように依頼したので、今回の事件の経緯について文書で記録が残っていることが自然である。

イ 本件請求文書2の存在しない理由は、市役所から業者に対しての指導内容については口頭によるものであるため存在しないということであるが、市から業者に対して文書で指導するよう伝達しているため、文書は当然存在するはずである。以上のことから、本件処分には理由がなく、本件処分は違法、不当である。

### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件請求文書1については、作成していないため、存在しない。

(2) 本件請求文書2については、市から配達業者に対し、口頭により指導したものであるため、存在しない。

(3) 本件請求文書1及び本件請求文書2について、当該記録を作成しなければならないとの定めはなく、こうした対応は口頭により行われているのが通常である。

以上のことから、本件請求文書1及び本件請求文書2は存在しないため、本件処分に違法、不当な点はない。

### 5 審査会の判断

当審査会では、異議申立人の異議申立書及び口頭による意見陳述並びに実施機関の弁明書、口頭による意見陳述及び実施機関が提出した説明資料等に基づき、本件処分の妥当性について調査、審議した結果、次のように判断する。

#### (1) 本件請求文書1及び本件請求文書2について

本件請求文書1及び本件請求文書2は、異議申立人が存在を主張し、公開を求めているものであるが、実施機関が本件処分を行っていることから、本件請求文書1及び

本件請求文書2の保有の有無について検討することとする。

(2) 本件請求文書1の保有の有無について

ア 実施機関に確認したところ、本件請求文書1が存在するという事実は確認できなかった。異議申立人は、確認の依頼をしたことから、文書の存在を主張するが、このような依頼に対し、必ずしも文書を作成しなければならないものではない。

イ 実施機関の日常的な業務において、組織内での軽微な照会、回答等については、口頭により確認することが一般的であり、必ず文書を作成しなければならないものであるとは認められない。

(3) 本件請求文書2の保有の有無について

ア 異議申立人は、文書での指導を伝達していることから、文書の存在を主張するが、実施機関に確認したところ、本件請求文書2が存在するという事実は確認できなかった。本件請求文書1の場合と同様、異議申立人の依頼に対し、必ずしも文書を作成しなければならないものではない。

イ 市民からの要望等に対する委託業者への指導や注意については、口頭によることが慣行として行われており、必ず文書を作成しなければならないものであるとは認められない。

以上のことから、実施機関の説明に不自然な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないので、本件請求文書1及び本件請求文書2が不存在であるとした実施機関の判断について、特に不合理な点はなく、その判断に違法、不当な点はない。

以上の理由により、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審議等の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり審議等を行った。

年 月 日	審 議 等 の 経 過
平成25年11月7日	実施機関から諮問書を受理
平成25年11月27日	実施機関から弁明書を受理
平成25年12月22日	異議申立人及び実施機関から意見を聴取 審議（第6回情報公開審査会）